

令和2年12月8日

告示

当財団は、本日JBCルール第15条、JBC倫理規定第2条、第5条及びJBC制裁規定第2条第1項3号及び5号に基づき、BMBボクシングジム（以下「BMBジム」という）所属ボクサーであるWBC世界ライト・フライ級チャンピオン寺地拳四朗（ライセンスNo.44422）選手を令和2年12月1日より3か月ライセンス停止処分、制裁金300万円並びに6か月の間に通算48時間以上200時間以内の社会貢献活動を義務付けることとする。

理由： 同選手は、令和2年7月19日、飲酒後、酩酊状態となり、マンション敷地内に無断で侵入し他人の車を傷つけた。

このことは、スポーツとしてのプロボクシングの社会的信用を著しく棄損する行為である。また現役の世界チャンピオンとしてボクシング界を代表する立場にあり、かつ他の選手への模範となるべき存在であるにも関わらず、飲酒、酩酊し迷惑行為に及んだことの責任は重い。

当財団は、本日JBC試合ルール第15条、JBC倫理規定第2条及びJBC制裁規定第2条第2項2号に基づき、BMBジムのクラブオーナーである寺地永（ライセンスNo.19903）会長を戒告処分とする。

理由： 同氏は、クラブオーナーとして所属選手を指導監督する義務に反し、また上記記載事実につき速やかにJBCに報告する義務を負っていたにもかかわらずこれを怠った。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション